

1. 商品名		スーパー定期300	
2. 取扱期間		定めはありません。	
3. お預入れいただける方		単利型	複利型
		法人および個人のお客さま(非居住者を除く)	個人のお客さま(非居住者を除く)
4. 預入期間		単利型	複利型
		<ul style="list-style-type: none"> <li>定型方式 1ヵ月、3ヵ月、6ヵ月、1年、2年、3年、4年、5年</li> <li>満期日指定方式 1ヵ月超5年未満</li> <li>定型方式の場合は預入時のお申出により自動継続(元金継続または元利金継続)のお取扱いができます。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>定型方式 3年、4年、5年</li> <li>満期日指定方式 3年超5年未満</li> <li>定型方式の場合は預入時のお申出により自動継続(元金継続または元利金継続)のお取扱いができます。</li> </ul>
5. 預入方法	(1) 預入方法	一括預入	
	(2) 預入金額	300万円以上	
	(3) 預入単位	1円単位	
6. 払戻方法		単利型	複利型
		満期日以後に一括して払戻します。	<ul style="list-style-type: none"> <li>満期日以後に一括して払戻します。</li> <li>据置期間1年経過後、元金の一部解約を行うことができます。この場合の払戻金額は1万円以上1万円単位とします。</li> </ul>
7. 利息	(1) 適用金利	預入時の店頭表示金利を満期日まで適用します。	
	(2) 利払頻度	単利型	複利型
		<ul style="list-style-type: none"> <li>預入期間2年未満のものは、満期日以後に一括して支払います。</li> <li>預入期間2年以上のものは、中間利払日(預入日から満期日の1年前の応当日までの間に到来する、預入日の1年毎の応当日)以後および満期日以後に分割して支払います。</li> <li>なお、中間利払日に支払う利息は、預入日または前回の中間利払日から、その中間利払日の前日までの日数および中間利払利率(約定利率×70% 小数点第4位以下切捨て)により計算します。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>満期日以後に一括して支払います。</li> <li>元金の一部解約を行った場合は、一部解約した元金分の利息を支払います。</li> </ul>
(3) 計算方法	付利単位を1円とした1年を365日とする日割計算。		
8. 税金		単利型	複利型
		<ul style="list-style-type: none"> <li>個人のお客さまの場合は20%の源泉分離課税(国税 15%、地方税 5%) 2013年1月1日以降、復興特別所得税が課され、20.315%(国税 15.315%、地方税 5%)の源泉分離課税となります。(ただし、マル優ご利用の場合は除きます。)</li> <li>法人のお客さまの場合は総合課税(ただし、非課税法人の場合は非課税)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>20%の源泉分離課税(国税 15%、地方税 5%) 2013年1月1日以降、復興特別所得税が課され、20.315%(国税 15.315%、地方税 5%)の源泉分離課税となります。(ただし、マル優ご利用の場合は除きます。)</li> </ul>
9. 手数料		_____	

10. 預金保険	預金保険制度の対象となります。(お一人さまあたり、全額保護の対象預金以外の預金合計で元本1千万円までとその利息が保護されます)預金保険制度について、詳しくは窓口までお問い合わせください。																																								
11. 付加できる特約事項	単利型	複利型																																							
	<ul style="list-style-type: none"> <li>個人の自動継続扱いのものは総合口座の担保とすることができます。(貸越利率は担保定期預金の約定利率に年0.50%を上乗せした利率)</li> <li>預入期間2年のものは中間払利息を定期預金とすることができます。</li> <li>個人のもはマル優のお取扱いができます。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>自動継続扱いのものは総合口座の担保とすることができます。(貸越利率は担保定期預金の約定利率に年0.50%を上乗せした利率)</li> <li>マル優のお取扱いができます。</li> </ul>																																							
12. 中途解約時の取扱い	<p>満期日前に解約する場合は、次の(1)・(2)のうち、いずれか低いほうの利率により計算した利息とともに払戻します。 ただし、計算の結果、普通預金利率より低くなる場合または預入日から解約日までの期間が6ヵ月未満の場合は、解約日の普通預金金利を適用いたします。</p> <p>(1) 約定利率に、下表のように預入日から解約日までの預入期間に応じた掛け目をかけて算出した利率。 (2) 預入日から解約日までの預入期間に対応する預入日現在のご預金の店頭表示金利に、90%をかけて算出した利率。</p>																																								
	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th style="text-align: left;">約定期間 預入期間</th> <th>1ヵ月以上 3年未満</th> <th>3年以上 4年未満</th> <th>4年以上 5年未満</th> <th>5年</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1年未満</td> <td>50%</td> <td>40%</td> <td>40%</td> <td>30%</td> </tr> <tr> <td>1年6ヵ月未満</td> <td>70%</td> <td>50%</td> <td>50%</td> <td>40%</td> </tr> <tr> <td>2年未満</td> <td>70%</td> <td>60%</td> <td>60%</td> <td>50%</td> </tr> <tr> <td>2年6ヵ月未満</td> <td>70%</td> <td>70%</td> <td>70%</td> <td>60%</td> </tr> <tr> <td>3年未満</td> <td>70%</td> <td>90%</td> <td>80%</td> <td>70%</td> </tr> <tr> <td>4年未満</td> <td></td> <td>90%</td> <td>90%</td> <td>80%</td> </tr> <tr> <td>5年未満</td> <td></td> <td></td> <td>90%</td> <td>90%</td> </tr> </tbody> </table> <p>&lt;ご注意&gt; ・中間利払いが行われているスーパー定期300を中途解約する場合、中間払利息の合計額が中途解約利率により計算したお利息額を上回ることがあります。この場合には、利息を0円とし元金のみお支払いします。</p>		約定期間 預入期間	1ヵ月以上 3年未満	3年以上 4年未満	4年以上 5年未満	5年	1年未満	50%	40%	40%	30%	1年6ヵ月未満	70%	50%	50%	40%	2年未満	70%	60%	60%	50%	2年6ヵ月未満	70%	70%	70%	60%	3年未満	70%	90%	80%	70%	4年未満		90%	90%	80%	5年未満			90%
約定期間 預入期間	1ヵ月以上 3年未満	3年以上 4年未満	4年以上 5年未満	5年																																					
1年未満	50%	40%	40%	30%																																					
1年6ヵ月未満	70%	50%	50%	40%																																					
2年未満	70%	60%	60%	50%																																					
2年6ヵ月未満	70%	70%	70%	60%																																					
3年未満	70%	90%	80%	70%																																					
4年未満		90%	90%	80%																																					
5年未満			90%	90%																																					
13. 満期時の取扱い	_____																																								
14. 金利情報の入手方法	金利については窓口までお問い合わせください。																																								
15. その他参考となる事項	自動継続でない場合、満期日以後の利息は、解約日または書替継続時における普通預金金利により計算します。																																								
16. 当行が契約している指定紛争解決機関	一般社団法人全国銀行協会 連絡先 全国銀行協会相談室 電話番号 0570-017109 または 03-5252-3772																																								